

(仮称) 真庭太陽光発電事業  
環境影響評価準備書についての  
意見の概要と事業者の見解

2023 年 5 月

合同会社 NRE-46 インベストメント

## 目 次

第 1 章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	1
(4) 縦覧期間.....	1
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	2
(1) 意見書の提出期間.....	2
(2) 意見書の提出方法.....	2
(3) 意見書の提出状況.....	2
第 2 章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	3
1. 事業計画.....	3
2. 環境影響評価.....	4
3. その他.....	6

## 第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

### 1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、準備書を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書を公告の日から起算して1か月縦覧に供した。（意見提出期間においても図書が確認できるよう、縦覧期間満了の日から2週間、追加で縦覧を行った。）

#### (1) 公告の日

令和5年2月28日（火）

#### (2) 公告の方法

令和5年2月28日（火）付の日刊新聞紙「山陽新聞（朝刊）」に掲載した（別紙1参照）。また、下記において電子縦覧を実施した。なお、住民説明会の開催についても合わせて公告を行った。

- ・日本再生可能エネルギー株式会社 ホームページに2月28日（火）より掲載（別紙2参照）。  
<https://venaenergy.co.jp/4178>

また、公告とは異なるものの、地域の方々に住民説明会実施を周知するため、令和5年3月8日（水）午前7時頃に真庭市行政告知放送を利用して、勝山地区において住民説明会開催の放送を行った。

#### (3) 縦覧場所

関係地域を対象に、以下に示す3か所にて縦覧を実施した（別紙4参照）。また、日本再生可能エネルギー株式会社のホームページにおいて、インターネットの利用により電子縦覧を行った。

- ・岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 真庭地域総務課（岡山県真庭市勝山591番地）
- ・真庭市 勝山文化センター1階ロビー（真庭市役所 勝山振興局 地域振興課）  
（岡山県真庭市勝山319番地）
- ・真庭市 真庭市役所 生活環境部 環境課（岡山県真庭市久世2927番地2本庁舎1階）

#### (4) 縦覧期間

縦覧期間は以下のとおりとした。

- ・縦覧期間：令和5年2月28日（火）から令和5年4月13日（木）まで  
（意見提出期限である令和5年4月13日（木）まで追加縦覧）
- ・縦覧時間：各施設の開庁日の開庁時間に準じた。

※インターネットの利用による縦覧（電子縦覧）も上記縦覧期間と同じとし、電子縦覧は期間中、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は延べ5人であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を以下のとおり開催した。

開催日時	開催場所	参加者数
令和5年3月8日(水) 19時～20時30分	真庭市 勝山文化センター 第1会議室	26名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和5年2月28日(火)から令和5年4月13日(木)まで  
(郵送の受付は、当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

準備書に対する環境の保全の見地からの意見は、以下の方法により受け付けた(別紙3参照)

- ①日本再生可能エネルギー株式会社への書面の郵送
- ②準備書縦覧場所に設置した意見書箱への投函

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は5通22件であった。

## 第2章 環境影響評価準備書の環境の保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条第1項の規定に基づいて、当社に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見は5通22件であった。

「環境影響評価法」第19条及び「電気事業法」第46条の12の規定に基づく、準備書についての意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

### 環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

#### 1. 事業計画

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
1	令和5年3月8日の住民説明会で、調整池の土砂堆積について定期的に撤去するののかとの発言に対し、撤去はするが具体は話せないと回答された。準備書と内容が相違するが、準備書の内容を信ずれば良いか。	調整池の浚渫については、定期的に点検を行い、土砂の堆積状況を見ながら浚渫頻度を決めていきますが、現時点では調整池等は設計中のため、浚渫の頻度については検討中です。 土木の設計や調整池の設計が確定した段階で、住民の方々に改めて説明いたします。 なお、工事中及び供用開始後の平水時及び降雨時に調整池排水口で浮遊物質量濃度のモニタリング調査を行い、影響が大きい場合には、調整池の浚渫などの対策を講じます。
2	コース外の樹木の伐採はしないよう考えていただきたい。	太陽光パネルの設置範囲は、主にゴルフ場のフェアウェイ、グリーンを造成する計画とし、周辺の樹木及びコース間の樹木は極力伐採しない計画としております。 樹木の処理は、幹材については、そのまま利用可能なものは有価物として売却して再利用し、利用できないもの及び枝条・根については、中間処理施設でチップ化して再利用します。
3	地域住民は、事業区域の樹木伐採について懸念を抱いております。必要最低限の伐採をお願いしたい。 伐採木は針葉樹、広葉樹に関わらずバイオマス発電用燃料として有価物として引取ってくれるので、場内放置等がないようお願いする。	また、造成等の施工による一時的な影響に伴う水質（水の濁り）の影響を低減するための環境保全措置は、以下の計画とします。 造成工事においては、開発による流出水の増加に対処するため、造成工事前の調整池の拡張及び浚渫を先行し、降雨時における濁水の流出を低減します。
4	樹木の伐採はできるだけしないようにするとの事ですが、環境を一番に考えて実施して下さい。特に切土、盛土をするとどうしても雨で土砂が流出するため、災害になりやすいです。また、初めに浚渫等をやっていただき、調整池の管理を万全にしていきたい。	切土、盛土の法面は速やかに緑化を実施し、造成法面や緑化の状況を定期的に点検することにより災害防止に配慮します。 必要に応じて、土砂流出防止柵（しがら柵）を設置し、降雨時における土砂の流出を防止します。 なお、工事中及び供用開始後の平水時及び降雨時に調整池排水口で浮遊物質量濃度のモニタリング調査を行い、影響が大きい場合には、調整池の浚渫などの対策を講じます。
5	6,697m <sup>3</sup> の残土が発生し、造成エリア敷き均しとあるが、地盤は安定し、調整池に流出が防げられるか。	敷き均した残土は十分な転圧を行うことで土砂流出を防止します。 また、浚渫土は仮置きし、仮置ききの周囲をしがら柵などで囲い、シートで養生することで土砂の流出を防止します。
6	浚渫土は、水切後、維持管理に使用とあるが、異常時には、すぐに調整池に流入するのでは、	

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
	と懸念する。	水切り後の浚渫土については敷き均し、十分な転圧を行うことで土砂流出を防止します。
7	段ボール、廃プラスチック類の処分は適切に行かない、マニフェストの公開を希望します。	太陽光パネル梱包材については、運搬業者の持ち帰りによる再利用及び産業廃棄物処理業者に委託し、中間処理等による再利用を行います。マニフェストについては今後、ご要望があれば公開するなど適切にご説明いたします。

## 2. 環境影響評価

### 【水質】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
8	準備書 p. 2-10、p2-30 の図において、沢 2 の上流部に、もう一本、新庄川に注ぐ沢があると思いますが、改変区域にも近く大丈夫でしょうか（沢の記載なし）。	ご指摘の沢は対象事業実施区域の集水域には含まれておりません。また、ご指摘の沢へは調整池からの排水は放流いたしません。 なお、ご指摘の沢については評価書にて記載いたします。
9	過去の降雨実績を踏まえてということで、時間降雨量と降雨継続時間だけで予測されているかに見受けられるが、連続雨量とか最大 24 時間雨量も加味して総合判定できないのか。また、久世地域気象観測所の降雨実績でなく、国内本州の過去最大降雨量以上で判定すべきと考えるが如何に。 異常気象が頻発、異常さの度合いが増幅する現代において、未来に向かって想定外という理由は通用しない。最悪の状況を想定して開発計画を樹立し、開発事業者が将来にわたって責任を持つことを確約することで地域住民の理解と同意を得るべきである。	水質（水の濁り）の予測の際の雨量強度については「面整備事業環境影響評価技術マニュアル」（平成 11 年 11 月、建設省）において、洪水となるような大雨については勘案する必要はないとされていますが、久世地域気象観測所では、過去に 30mm/h を上回る激しい降雨が確認されていることから、過去 10 年の降雨実績の最大値である 54mm/h を局所的な強雨の降雨強度として予測を行っております。 環境保全目標ですが、水の濁り（SS）に関する環境保全目標であり、土砂災害等の災害に関する目標ではありません。 調整池の容量は森林法（令和 4 年、林野庁）及び岡山県土保全条例（令和 2 年、岡山県県民生活部中山間・地域振興課）において以下のように定められています。 ■森林法における林地開発許可制度（令和 4 年、林野庁） ・1/30 確率降雨強度より求めた容量の 1.2 倍（30 年に一度の規模の大雨の 1.2 倍に耐えられる設備） ■岡山県土保全条例（令和 2 年、岡山県県民生活部中山間・地域振興課） ・1/50 確率降雨強度より求めた容量（50 年に一度の規模の大雨に耐えられる設備） このうち数値が大きい方（より安全な方）を採用し、本事業では 1/30 確率降雨強度より求めた容量に対して一般的な基準容量（他県など）の 1.2 倍（30 年に一度の規模の大雨の 1.2 倍に耐えられる設備）を確保した計画としており、今後、岡山県による審査をいただく計画としております。濁水防止に関しては、以下の環境保全措置を実施する計画です。 造成工事においては、開発による流出水の増
10	国又は地方公共団体による基準又は目標との整合性について、環境保全目標に支障を及ぼすものではないと評価されているが、想定された雨量強度は将来的に担保された数値ではないと考える。 従って、支障ないと締めくくられても、開発区域下流域の福谷川、流路、沢から新庄川に放流されるまでの間で、市民生活の安全が担保されると言い切れるのか。 支障を及ぼすものではないと締めくくる前に、開発区域下流の安全対策を真剣に考えて開発計画を樹立いただき、国県の許認可審査を受けていただきたい。	このうち数値が大きい方（より安全な方）を採用し、本事業では 1/30 確率降雨強度より求めた容量に対して一般的な基準容量（他県など）の 1.2 倍（30 年に一度の規模の大雨の 1.2 倍に耐えられる設備）を確保した計画としており、今後、岡山県による審査をいただく計画としております。濁水防止に関しては、以下の環境保全措置を実施する計画です。 造成工事においては、開発による流出水の増

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
		<p>加に対処するため、造成工事前の調整池の拡張及び浚渫を先行し、降雨時における濁水の流出を低減します。</p> <p>切土、盛土法面等への緑化を速やかに実施し、降雨時における裸地からの土砂の流出を低減します。必要に応じて土砂流出防止柵（しがら柵）を設置し、降雨時における土砂・濁水の流出を防止します。なお、住民の方々には引き続き状況を説明しながら理解と同意を進める予定です。</p>

### 【動物】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
11	<p>今まではゴルフコース周辺を電気柵で囲い、有害鳥獣の被害防止措置を講じられていたが、本計画が実施されれば開発区域の外周をフェンス等で囲われると思う。ついては、有害鳥獣の今まで使っていた住処や行動場所が狭まり、開発区域の外周辺で有害鳥獣被害が増大すると考えられる。自然環境の変化による鳥獣害被害対策をどのように考えておられるのか。</p>	<p>フェンスの設置範囲は太陽光パネル設置範囲の周囲となり、ゴルフ場営業中に設置されていた電気柵とほぼ同様な範囲となります。また、今後の詳細設計にあたっては、地形や既存道路等を十分考慮し、改変面積のさらなる縮小化に努めます。更に樹林をできる限り残存させるとともに、造成により生じた裸地部に造成森林を設けます。したがって、有害鳥獣の生息環境に大きな変化は生じないと考えます。</p> <p>なお、供用後に周辺で有害鳥獣の被害が増えるようであれば、専門家の意見を聞きながら対応を検討いたします。</p>

### 【準備書手続き等】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
12	<p>方法書縦覧期間中の意見書の提出により述べられた意見の概要と事業者の見解は記載されているが、令和3年2月13日開催の説明会で出席者から寄せられた意見と事業者の回答が記載されていないのは何故か。</p>	<p>申し訳ございませんが、準備書に掲載した方法書に対する一般のご意見は、ご認識のとおり、方法書縦覧期間中にいただきました意見書となります。これは、環境影響評価法に定められた対応となっております。</p> <p>したがって、「方法書についての意見の概要及び事業者の見解」には令和3年2月13日の説明会でのご意見は含まれておりません。</p>
13	<p>令和3年7月5日の岡山県知事意見に対する開発事業者の見解と今後の対応は如何に。</p> <p>また、県知事意見に対する開発事業者の対応を誰が検証され、誰が責任を持たれるのかお尋ねする。</p>	<p>方法書に関する岡山県知事意見については、準備書8-8(302)及び8-9(303)に事業者の見解を記載しており、回答及び現地調査、予測評価に反映させております。</p> <p>岡山県知事意見に対する事業者の対応については、経済産業省、環境省、岡山県の審査を経て、事業者が責任をもって適切に対応いたします。</p>

### 3. その他

#### 【災害】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
14	令和5年3月8日の住民説明会で、想定外雨量で、河川等の流路が壊れた時の対応責任者は誰かとの発言に対し、説明会開催主催者は弊社の責任になる。災厄を想定して計画していると回答された。その節は対応をお願いする。	「岡山県林地開発許可申請の手引」（令和5年、岡山県農林水産部治山課）及び「岡山県県土保全条例の手引き」（令和2年、岡山県県民生活部中山間・地域振興課）を順守し、過去の雨量に対して十分余裕を持った設計をし、今後、岡山県の審査をいただく計画としております。
15	本事業について真庭市役所及び周辺地区住民が最も懸念している点は、パネル設置により豪雨時の雨水流出量が急激に増加し、法面の土砂崩れや下流河川の越流被害が発生する可能性が高まる可能性です。 従いまして、パネルの設置によりフェアウェイの雨水の浸透が受ける影響をシュミレーション（検証）し、明確に説明していただければと思います。	準備書については環境影響評価法に基づき、水の濁りを対象としております。洪水や災害に関しては森林法に基づく林地開発手続きにより、別途、岡山県に審査をいただくこととなります。 調整池からの排水量については、土地の改変及びパネル設置を十分に考慮した上で計算をしております。 調整池容量・排水量は現状での福谷川及び新庄川下流のネックポイント（狭隘箇所）の流下能力（比流量）を現地調査した上で、決定しております。
16	調整池から下流の河川等への放流については、計画放出量に対する下流の流下能力を再検討し、現況の流末施設に支障があるのかどうか、環境変化の影響を調査すべき。 開発事業区域下流の住民の心配事は、想定外の豪雨災害時の土石流や洪水の発生と責任の所在部署の明確化である。	調整池容量については、前述のとおり森林法における林地開発許可制度（令和4年、林野庁）に定められている1/30確率降雨強度より求めた容量に対して安全率1.2倍（30年に一度の規模の大雨の1.2倍に耐えられる設備）とし、法の基準を満たす容量として計画しており、過去の最大雨量の降雨の想定でも十分に対応できるような調整池を設ける計画です。
17	平成30年7月の豪雨災害において、福谷川の河川断面の小さな区域では、河川水位が急上昇し、護岸を越流するような状況となっていた。 本準備書において、開発区域内から下流へ流出する洪水量の想定が記載されていないため、河川や谷川の環境変化の影響がどこまで及ぶのか理解できない。調査して記述いただきたい。	また、本事業は林地開発許可制度の対象となる事業ですので、森林法における林地開発許可制度（令和4年、林野庁）、「岡山県林地開発許可申請の手引」（令和5年、岡山県農林水産部治山課）及び「岡山県県土保全条例の手引き」（令和2年、岡山県県民生活部中山間・地域振興課）を満たす設計を行い、岡山県の審査をいただくこととなります。
18	将来にわたって想定外は許されない。異常な長雨や豪雨、流木堆積により、オリフィス孔が閉塞すれば環境が一変する。調整池に貯留水の放流量の調整機能もなく、調整池の貯留水が調整池の堰堤体を越流した場合、下流域の福谷川、流路、沢から新庄川に放流されるまでの間で、河川流路周辺の想定外の水害発生が想像される。 調整池ごとに下流域に与える影響を調査し、水害想定区域図を作成、公開、意見聴取されたい。	事業実施に際しては、今後、丁寧に説明いたします。なお、想定外の豪雨災害発生時には、事業者が責任をもって適切に対応いたします。

【利水】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
19	農業用ため池の状況は記載されているが、農業用取排水路の現況が一切記載されていない。農業分野の水利権への環境変化は大変重要な問題であり、豪雨時に開発区域から放流される濁流水の影響範囲を調査し、状況予測を公開、意見聴取されたい。	<p>           変更区域から発生する濁水は直接河川へ流れるのではなく、各調整池を経由し土砂等を沈降させたうえで放流すること、強雨時(54mm/h)を想定した予測でも濁水の影響は一時的で小さいことなどから、濁りの少ない水を放流する計画としておりますので、農業用水の取水に関する影響は小さいと考えます。         </p>

【開発許認可手続き】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
20	本件開発事業の開発申請に関与する許認可部局は、審査結果の住民説明会を開催し、地域の方への審査内容の説明と意見交換の場を設けるべき。特に、岡山県は土砂災害と洪水に対する安全性の判断状況を、周辺住民に説明すべきである。	<p>           本事業は「岡山県林地開発許可申請の手引」(令和5年、岡山県農林水産部治山課)及び「岡山県土保全条例の手引き」(令和2年、岡山県県民生活部中山間・地域振興課)を順守し、岡山県の審査をいただく計画です。         </p> <p>           事業計画に関する住民説明会は令和4年度に各地区2回の実施をしておりますが、引き続き住民の方々に、丁寧な説明をしながら事業を進めてまいります。         </p> <p>           なお、許認可の部局での説明会の有無については、事業者側では判断しかねます。         </p>
21	<p>           本計画地は、平成6年に三洋スカイリゾート開発で許可された開発地であるが、福谷川、新庄川、旭川の河川区域内の土砂堆積状況が、当初開発許可当時と現在では全く異なっている。         </p> <p>           現在、旭川と新庄川の合流地点の土砂堆積が酷く、湯原ダム放流時や豪雨時に、新庄川の水位が著しく上昇する。その結果、新庄川と福谷川との合流地点で福谷川の流れ込みが阻害されており、福谷川下流域周辺の住民に、河川氾濫の不安の声が拡大している。         </p> <p>           ついては、旭川、新庄川、福谷川の合流地点の河川浚渫工事を先に行い、再度河川の流量計算をされてから、開発の許認可審査を行うべきである。         </p>	<p>           河川管理者は国又は県になりますので、河川の土砂の取り扱いは河川管理者の管轄となります。そのため、事業者が河川の土砂掘削をすることはできません。         </p> <p>           調整池容量・放流量は現状での福谷川及び新庄川下流のネックポイント(狭隘箇所)の流下能力(比流量)を現地調査した上で、決定しています。         </p>

【その他】

No.	一般の意見の概要	事業者の見解
22	<p>           令和5年3月8日の住民説明会で、再生エネルギーの必要性は大切だが、地域を守るため事業を断念していただきたいと発言があった。         </p> <p>           開発事業者としては、開発断念は無理だと思いが、地域の思いに寄り添った開発計画を樹立し、工事し、事業展開していただきたい。         </p>	<p>           事業計画については引き続き地元の住民の方々に丁寧に説明し、理解を深めていただけるよう対応いたします。また、供用後についても基本的に情報を公開して、住民の方々とコミュニケーションを取っていきます。         </p>

日刊新聞紙における公告等

山陽新聞（令和5年2月28日 朝刊24面）

環境影響評価準備書の縦覧及び住民説明会の開催について(公告)

環境影響評価法に基づき、「仮称」真庭太陽光発電事業（環境影響評価準備書）以下、「準備書」というを次のとおり縦覧・公表します。また、同法に基づき説明会を開催します。

■事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
●事業者の名称：合同会社NREI46 インベストメント  
●代表者の氏名：代表社員 日本再生可能エネルギー株式会社 職務執行者 フラウロリエンダ・セビージャ  
●主たる事務所：東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
の所在地 オークラプレステータワー

■対象事業の名称、種類及び規模

●対象事業の名称：仮称「真庭太陽光発電事業」  
●対象事業の種類：太陽電池発電所  
●対象事業の規模：発電所出力  
最大6万8千640キロワット程度

■対象事業実施区域 岡山県真庭市 福谷、神代、荒田周辺

■対象事業に係る環境影響を受ける範囲 岡山県真庭市

■縦覧の場所、期間及び時間

●縦覧の場所：岡山県美作県民局 真庭地域事務所 地域総務課  
真庭市 勝山文化センター1階ロビー  
〈真庭市役所 勝山臨興局 地域総務課〉  
真庭市役所 生活環境部 環境課

●縦覧の期間：令和5年2月28日（火）～4月13日（木）  
及び時間：（各施設の開庁日時間に準ずる）

●電子縦覧：<https://venenergy.co.jp/4178>

■説明会の開催日時・場所

令和5年3月8日（水）午後7時～午後9時  
勝山文化センター 第1会議室  
但し、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合は、右記電子縦覧URLに掲載します。

■意見書の提出について

準備書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面（日本語）により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。

●提出方法：氏名、住所、準備書の名称、環境の保全の見地からのご意見を記載し、左記まで郵送又は縦覧場所（岡山県美作県民局 真庭地域事務所 地域総務課、真庭市 勝山文化センター1階ロビー、真庭市役所 生活環境部 環境課）に設置の意見書箱への投函によりご提出ください。  
●提出期限：令和5年2月28日（火）～4月13日（木）  
※当日消印有効

■意見書の郵送先・お問い合わせ先

日本再生可能エネルギー株式会社 事業開発（担当：玉置）  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号  
オークラプレステータワー17階  
TEL 03-6452-9777 / 070-1051-1073  
※9時から17時まで（土日・祝日を除く）

日本再生可能エネルギー株式会社ホームページにおけるお知らせ (1/2)



採用情報
お問い合わせ
相談窓口

トップ
企業情報
事業案内
お知らせ
発電所
地域貢献
採用情報

ブイナ・エナジー > お知らせ > 太陽光 > (仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

2023.2.28 太陽光

### (仮称) 真庭太陽光発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

当社は、令和5年2月28日付で、環境影響評価法に基づき「(仮称) 真庭太陽光発電事業環境影響評価準備書」(以下「準備書」)及びこれを変約した書類(以下「変約書」)を岡山県知事、真庭市長へ送付し、電気事業法に基づき経済産業大臣へ届け出ました。

準備書及び変約書については、以下のとおり公表・縦覧し、説明会を開催いたします。

準備書の縦覧について

- 縦覧場所：
  - ・岡山県農林部真庭地域事務所 地域総務課
  - ・真庭市 勝山文化センター 1 階ロビー (真庭市役所 勝山振興局 地域振興課)
  - ・真庭市役所 生活環境部 環境課
- 縦覧期間：
  - 令和5年2月28日(火)から令和5年4月13日(木)
  - ※各施設の開庁日・時間に準ずる

インターネットによる公表

表紙と目次	表紙と目次(214KB)
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	第1章(64KB)
第2章 対象事業の目的及び内容	第2章(12MB)
第3.1章 対象事業実施区域及びその周囲の概況、自然的状況	第3.1章(15MB)
第3.2章 対象事業実施区域及びその周囲の概況、社会的状況	第3.2章(16MB)
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	第4章(77KB)
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	第5章(676KB)
第6章 配慮書についての関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見の概要、並びに事業者の見解	第6章(1MB)
第7章 発電設備等の構造もしくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容	第7章(59KB)
第8章 方法書についての意見と事業者の見解	第8章(771KB)
第9章 方法書に対する経済産業大臣の通知	第9章(812KB)
第10章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	第10章(15MB)
第11章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	第11章(56KB)
第12.1.1.1章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_大気環境(大気質(粉じん等))	第12.1.1.1章(29KB)
第12.1.1.2章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_大気環境(騒音)	第12.1.1.2章(4MB)
第12.1.1.3章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_大気環境(振動)	第12.1.1.3章(2MB)
第12.1.2章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果_水環境	第12.1.2章(2MB)

年別アーカイブ

- 2023 →
- 2022 →
- 2021 →
- 2020 →
- 2019 →
- 2018 →
- 2017 →
- 2014 →
- 2013 →

-9-

## 日本再生可能株式会社ホームページにおけるお知らせ (2/2)

第12.1.3.1章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、その他の環境（地震（土地の安全性））	<a href="#">第12.1.3.1章(8MB)</a>
第12.1.3.2章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、その他の環境（反射光）	<a href="#">第12.1.3.2章(9MB)</a>
第12.1.4章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、動物（重要な種及び注目すべき生息地）	<a href="#">第12.1.4章(35MB)</a>
第12.1.5章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、植物（重要な種及び重要な群衆）	<a href="#">第12.1.5章(9MB)</a>
第12.1.6章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、生態系（地域を特徴づける生態系）	<a href="#">第12.1.6章(10MB)</a>
第12.1.7章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、景観	<a href="#">第12.1.7章(5MB)</a>
第12.1.8章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、人と自然とふれあいの活動の場	<a href="#">第12.1.8章(2MB)</a>
第12.1.9章 環境影響評価の結果、調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果、廃棄物等	<a href="#">第12.1.9章(221KB)</a>
第12.2章 環境影響評価の結果、環境保全のための措置	<a href="#">第12.2章(1MB)</a>
第12.3章 環境影響評価の結果、事後調査	<a href="#">第12.3章(245KB)</a>
第12.4章 環境影響評価の結果、環境影響の総合的な評価	<a href="#">第12.4章(377KB)</a>
第13章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	<a href="#">第13章(51KB)</a>
資料編	<a href="#">資料編(20MB)</a>
要約書	<a href="#">要約書(14MB)</a>

### 意見書の送付について

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、ご意見をご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書箱にご投函くださるか、令和5年4月13日（木）までに問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）

#### ●郵送の場合

宛先：〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー17階

日本再生可能エネルギー株式会社 事業開発 宛

意見書用紙は [こちら](#)よりダウンロードください。

#### ●記載事項

- ・氏名、住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）又は連絡先
- ・意見書の提出の対象である環境影響評価準備書の名称
- ・環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からのご意見（日本語により、ご意見の理由を含めて記載してください）

### 住民説明会の開催を予定する場所・日時について

場所：橋山文化センター第1会議室（岡山県真庭市橋山319）

日時：令和5年3月8日(水)19時～21時

※但し、新型コロナウイルス感染拡大の状況を鑑み、予定を変更する場合がございます。

### お問合せ

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-10-4 オークラプレステージタワー17階

日本再生可能エネルギー株式会社 事業開発 玉置

TEL 03-6452-9777

## ご意見記入用紙

「(仮称)真庭太陽光発電事業 環境影響評価準備書」

ご意見記入用紙

「(仮称)真庭太陽光発電事業 環境影響評価準備書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に理由を含めご記入のうえ、意見書箱にご投函いただくか、下記の問い合わせ先へ郵送ください。

**※閲覧のみの場合、縦覧場所に設置している縦覧者記録簿への記載にご協力をお願い致します。**

○意見書の郵送先 〒105-0001  
東京都港区虎ノ門2丁目10番4号オークラブステータワー17階  
日本再生可能エネルギー株式会社 事業開発（担当：玉置）宛

○意見書の提出期限 令和5年4月13日（木）〔当日消印有効〕

## 意 見 書

令和5年 月 日

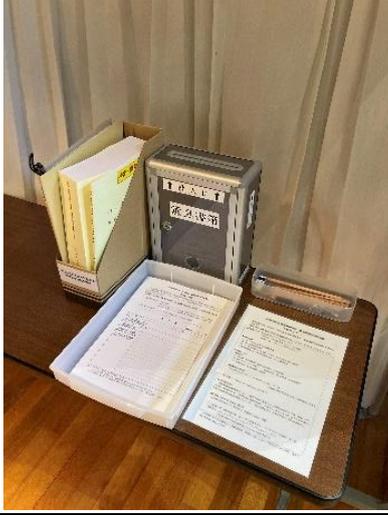
項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の 保全の見地からのご意見  〔日本語により意見の理由を 含めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ(A4 サイズ)の用紙をお使いください。

縦覧状況

<p>岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 真庭地域総務課 1/2</p>	<p>岡山県 美作県民局 真庭地域事務所 真庭地域総務課 2/2</p>
	
<p>真庭市 勝山文化センター1階ロビー (真庭市役所 勝山振興局 地域振興課) 1/2</p>	<p>真庭市 勝山文化センター1階ロビー (真庭市役所 勝山振興局 地域振興課) 2/2</p>
	
<p>真庭市 真庭市役所 生活環境部 環境課 1/2</p>	<p>真庭市 真庭市役所 生活環境部 環境課 2/2</p>
	